

第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託

2 目的

第11次あけみお福祉プラン策定支援業務（以下「本業務」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「認知症推進基本法」という。）第13条の規定に基づき、3年を1期として名護市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画（計画期間：令和9年度～令和11年度、以下「第11次あけみお福祉プラン」という。）の策定を目的とする。

策定にあたっては、実態把握調査等を実施し、分析、施策評価及び課題整理、方向性の検討等を実施するため、本業務期間は複数年度とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

【令和7年度の業務内容】

「第10次あけみお福祉プラン（名護市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画）」を踏まえ、本市の課題等を整理し、さらに老人福祉事業、介護保険事業（地域支援事業を含む。以下同じ。）及び認知症推進基本法に係る制度改正の動向を把握、調査・分析を行い、実態把握調査を実施する。

業務内容は次に掲げる内容を基本とする。なお、この業務内容は現時点のものであり、今後国や沖縄県の新たな制度設計、計画策定に係る通知等の内容によっては変更が生じることがある。

（1）現況整理

①既存の資料・データの収集、整理・分析

ア 現行の「第10次あけみお福祉プラン（名護市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画）」の施策内容を評価し、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討

イ 本市が実施している老人福祉事業、介護保険事業の現状整理

ウ 介護長寿課が保有する統計等データの分析

- エ 「見える化」システムを活用した他の団体又は関係機関等が実施している老人福祉事業・介護保険事業・認知症施策推進計画の現状の整理・分析
- ② 現行の日常生活圏域の検証
前記①における日常生活圏域（4圏域）毎の整理・分析
- ③ 国や沖縄県、他自治体の動向把握
法令（介護保険法、老人福祉法、認知症推進基本法、政令及び省令等）及び国が示す指針等の精査・分析、沖縄県や他自治体の動向把握

（2）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 調査票及び調査仕様

ア ニーズ調査の種類及び件数等は、次のとおりとする。

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

予定対象件数 3,000 件（目標回収標本数 1,600 件以上）

※第9期回収率実績 55.8%

イ 対象者は市内に居住する要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者（一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者から本市の基幹系システムより無作為に抽出）

ウ 調査票はA4版とし、受託者が用意すること。

エ 調査票は、国から示される調査票案に基づき本市と受託者で協議の上、本市独自の項目を追加し、ニーズ把握に適した設問とすること。

オ 記載者の負担軽減のため、見やすく記入しやすい調査票となるよう設問内容、設問配置等について工夫・配慮し、作成すること。

② 調査の実施等

ア 調査依頼文（趣旨説明）は、本市と受託者で文面を協議のうえ、受託者が用意すること。

イ 札状兼督促状（ハガキサイズ）は本市と受託者で文面を協議のうえ、受託者が用意すること。（①アと同数とする。）

ウ 札状兼督促状（ハガキサイズ）の発送は、1回とすること。

エ 調査票発送用の封筒（角2サイズ）の用意、封入作業は受託者が行うこと。

オ 返送用の封筒（定型最大：長3サイズ）は受託者が用意すること。

カ 発送に係る宛名書き等の作業は受託者が行うこと。

キ 調査票は、郵送配布し、郵送回収とする。紙の調査と併用して、インターネットを利用したアンケートを行う。その際回答の重複がないよう留意すること。

ク 本調査にかかる郵便料金については、全額受託者の負担とすること。

③ 調査票の集計・分析等

- ア 回収した調査票はデータ入力のうえ、単純集計及びクロス集計・因果分析等を実施すること。
- イ 自由回答欄についてもすべてデータ入力すること。

(3) 在宅介護実態調査

① 調査票及び調査仕様

- ア 在宅介護実態調査の種類及び件数等は、次のとおりとする。
 - 在宅介護実態調査 予定対象者件数 300件程度
 - ※第9期回収率実績 298件
- イ 対象者は在宅サービスを利用している被保険者（本市の基幹系システムより無作為に抽出）
- ウ 調査票はA4版とし、受託者が用意すること。
- エ 調査票は、国から示される調査票案に基づき本市と受託者で協議のうえ、本市独自の項目を追加し、在宅サービス利用者の現状・ニーズ把握に適した設問とすること。
- オ 記載者の負担軽減のため、見やすく記入しやすい調査票となるよう設問内容、設問配置等について工夫・配慮し、作成すること。

② 調査の実施等

- ア 調査依頼文（趣旨説明）は、本市と受託者で文面を協議のうえ、受託者が用意すること。
- イ 認定調査員による聞き取り調査で実施する。

③ 調査票の集計・分析等

- ア 回収した調査票はデータ入力のうえ、単純集計及びクロス集計・因果分析等を実施すること。
- イ 自由回答欄についてもすべてデータ入力すること。

(4) 沖縄県が実施した調査結果の分析

沖縄県が「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」について県内市町村分を一括で実施することになっているが、調査結果については、受託者においても分析し、本市の計画策定に活用すること。

(5) 調査報告書の作成（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査報告書）

- ① 上記（1）から（4）の調査等を踏まえ、本市全域及び日常生活圏域毎の調査報告書の作成及び印刷。

② 調査結果の分析

- ア 現状の課題を分析すること。
- イ 「見える化システム」を活用した分析コメント、調査結果の統括を行うこと。
- ウ 日常生活圏域毎の老人福祉事業、介護保険事業等の量の見込みの算定に資する内容であること。
- ③ 調査報告書の構成は本市と受託者で協議の上決定し、集計表、グラフ等は見やすくなるよう工夫すること。
- ④ 誤字・脱字の検査を行うこと。

【令和8年度の業務内容】

令和7年度に実施したすべての調査等の分析結果及び「第10次あけみお福祉プラン（名護市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画）」の進捗状況、現行の本市老人福祉事業及び介護保険事業の実績、老人福祉事業・介護保険事業・認知症施策推進計画等の関係機関における今後の意向、国や沖縄県の動向等を踏まえ、本市における各種行政計画との整合性が保たれた第11次あけみお福祉プランの立案から印刷製本までの業務を行う。

業務内容は、次に掲げる内容を基本とする。なお、この業務内容は現時点のものであり、今後国・沖縄県の新たな制度設計、計画策定に係る通知等の内容によっては変更が生じることがある。

(1) 最終的な現況整理

① 既存資料・データ収集、整理・分析

- ア 現行の「第10次あけみお福祉プラン（名護市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画）」の施策内容を評価し、認知症施策推進計画を含めた新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討

- イ 本市が実施している老人福祉事業、介護保険事業の現状の整理

- ウ 介護長寿課が保有する統計的データの分析

- エ 「見える化」システムを活用した他の団体又は関係機関等が実施している老人福祉事業・介護保険事業・認知症施策推進計画の現状の整理・分析

- オ 他の計画や資料を用い、高齢化の動向及び人口推計等の整理・分析

② 現行の日常生活圏域の検証

- 前記①における日常生活圏域（4圏域）毎の整理・分析

③ 国や沖縄県、他自治体の動向把握

- 法令（介護保険法、老人福祉法、認知症推進基本法、政令及び省令等）及び国が示す指針等の精査・分析、沖縄県や他自治体の動向把握。

(2) 第11次あけみお福祉プラン策定に係る業務

- ① 令和7・8年度に実施した調査、人口推計等に基づき、目標の設定・目標事業量の推計を行い、具体的な支援策に反映させること。
- ② 量の見込みの算定をもとに、日常生活圏域ごとの老人福祉事業及び介護保険事業の確保方策・実施時期の素案及び原案を作成すること。
- ③ 介護保険事業の提供体制、老人福祉事業等の提供体制の具体的な整理をすること。
- ④ 認知症推進基本法に基づき認知症施策の総合的かつ計画的な推進について盛り込むこと。
- ⑤ 国より提示された基本方針、沖縄県が作成する計画、本市の基本構想・長期計画及び既存の関連計画等本市の各種計画との整合を図ること。
- ⑥ 名護市地域保健福祉計画等策定委員会（高齢者及び介護保険部門）の意見等を踏まえ、計画全体の検討に対し、助言・整理を行うこと。
- ⑦ 新たな「介護保険料」の設定における検討を行うこと。
- ⑧ 沖縄県が実施した調査の結果についても分析を行い、本計画への反映について検討すること。
- ⑨ 確定した計画の計画書を作成すること。
- ⑩ 計画書の構成は、本市と協議のうえ、図や表等を用いて見やすくなるよう工夫すること。

(3) パブリックコメントの実施支援

計画案に関し本市が実施する「パブリックコメント」について、意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。また必要に応じて本市と協議のうえホームページの作成についても支援すること。

(4) ヒアリング又は簡易アンケート調査

- ① 本市が行う関係庁内部署や関係団体等とのヒアリングについて、本市から出席の依頼があった場合はそれに応じ、意見等を把握し整理すること。
- ② 必要に応じて実施する簡易アンケート調査について、助言し、調査結果の整理・分析を行うこと。

(5) 「名護市地域保健福祉計画等策定委員会（高齢者及び介護保険部門）」（以下「策定委員会」という。）に係る支援

（外部会議：5回程度開催）

- ① 策定委員会会議へ出席し、本市事務局及び会議委員から求めがあった際に技術

的な助言や資料の説明等を行う。

- ② 策定委員会の会議資料は本市と協議の上決定し、会議資料の印刷を行う。
- ③ 策定委員会会議の議事録作成を行う。

(6) 「名護市地域保健福祉計画等策定幹事会（高齢者及び介護保険部門）」（以下「策定幹事会」という。）に係る支援

（内部会議：5回程度開催）

- ① 策定幹事会会議へ出席し、本市事務局及び会議委員から求めがあった際に技術的な助言や資料の説明等を行う。
- ② 策定幹事会の会議資料は本市と協議の上決定し、会議資料の印刷を行う。
- ③ 策定幹事会会議の議事録作成を行う。

(7) 計画の進捗管理に係る支援

計画の進捗管理の手法の情報提供及び本市との協議のうえ、計画策定後の評価シートを作成すること。

5 成果品

成果品は、本市が指示する期日までに次のものを納品すること。

【令和7年度の成果物】

(1) 調査報告書

調査報告書（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査報告書）を作成し、印刷物（10部）及び磁気媒体記録（Word、Excel等及びPDF形式）を納品すること。

（A4版、単色刷り（Word及びPDFデータは一部カラーとする。）

(2) 議事録

会議の議事録をその都度作成し、本市が指定する期日までに電子データ（Word、Excel等又はPDF形式）にて納品すること。（A4版、単色刷り）

【令和8年度の成果物】

(1) 計画書（冊子）

計画書を作成し、印刷物（350部）及び磁気媒体記録（Word、Excel等及びPDF形式）を納品すること。（A4版、一部カラー、200ページ程度）

(2) 計画書（概要版・冊子）

計画書（概要版）を作成し、印刷物（400部）及び磁気媒体記録（Word、Excel等及びPDF形式）を納品すること。

（A4版、全部カラー、概ね12ページ程度）

- (3) 計画進捗管理表案（電子媒体） 1部
- (4) 議事録
 - 会議の議事録をその都度作成し、本市が指定する期日までに電子データ（Word 又は PDF 形式）にて納品すること。（A4 版、単色刷り）
- (5) その他
 - 必要に応じ本市と受託者が協議を行い決定する。

6 納品場所

名護市 福祉部 介護長寿課

7 法令等の遵守

本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行すること。

- (1) 契約書
- (2) 老人福祉法
- (3) 介護保険法
- (4) 認知症推進基本法
- (5) 名護市条例、規則等
- (6) その他関係法令

8 補足

- (1) 本業務を受託するにあたり、仕様書に関する詳細及び仕様書に記載のないものについては、介護保険制度の見直しに準拠し技術上必要と認められる事項を受託者の責任において補充するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の着手前に作業工程を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに委託者の指示を受けるものとする。
- (3) 計画策定にかかる国や沖縄県への各種報告、資料提出があった場合は、本市の指示する期限までに対応すること。
- (4) 本業務で作成された報告書、計画書及びデータの著作権は名護市に帰属するものとする。
- (5) 受託者は「見える化」システムの使い方や国の施策・動向を整理してわかりやすく説明する等、計画策定に必要な支援を行うこと。
- (6) 国の配布ソフトや「見える化」システム等へのデータ移行、沖縄県への報告様式等が発生した場合には、必要データの作成も行うこと。

- (7) 本業務の履行にあたっては、本市からの問い合わせや調整等へ迅速に対応すること。
- (8) その他仕様書に記載のないもの及び不明な点については、本市と受託者が協議を行い決定する。